

解説文の利用にあたって

令和 6年 12月 1日

観光庁観光地域振興部観光資源課

本事業で作成した解説文の取り扱いについて、下記の通りといたします。利用を希望する方は、必ずご一読ください。

○著作権の帰属について

本事業で作成した解説文の著作権は、全て観光庁に帰属します。

○解説文の全部又は一部の利用について

解説文の全部、又は一部を一字一句変更せずに利用する場合、観光庁への通知は不要です。

○解説文の改変について

改変は原則として認めておりませんが、以下の①～③の場合は例外として認められます。

②③に該当する場合は、改変前に観光庁との事前協議が必要です。

① 客観的な事実の変更に伴う修正（観光庁への事前承認は不要）

- (例)・自然形態の変化、災害等による地形の変化による変更
・建築物の増築や改修によって生じる変更

② 他媒体で利用することに伴う変更（観光庁への事前承認が必要）

- (例)・他媒体の記載範囲が狭いため文章ごとではなく、文の途中で切除する
・指示語が変更になる（here が there に変わる）

③ その他、外国人旅行者に観光資源の魅力を分かりやすく伝えるために必要、かつ、やむを得ないと判断される変更（観光庁への事前承認が必要）

※改変した解説文も、著作権は観光庁に帰属します。

※改変後の解説文を更に改変しようとする場合も、上記②③に該当する場合は通知が必要です。

○解説文を他言語へ翻訳する場合

本事業で作成された解説文を他言語へ翻訳する場合、観光庁への通知が必要です。

※通知については、通知書（別紙）に記載の上、翻訳後速やかに観光庁へ提出をお願いいたします。

○商業利用について

幅広く日本各地で横展開することを想定しているため、営利目的の利用も可とします。

○観光庁のロゴマーク等の表示のお願い

解説文が本事業で作成されたとわかるよう、入り口の看板やHPのトップページなど、人目に付くところに、観光庁のロゴマークや、下記の表示例の文言をなるべく盛り込んでいただきますよう、ご検討ください。

表示例

日本語

「この英語解説文は観光庁の地域観光資源の多言語解説整備支援事業で作成しました。」

「この英語解説文は観光庁の令和6年度地域観光資源の多言語解説整備支援事業で英語ネイティブの取材に基づき作成しました。」

英語

「This English-language text was created by the Japan Tourism Agency.」

「This English text was written based on interviews by a native English writer as part of the Japan Tourism Agency's Promoting Multilingual Support for Sightseeing Destinations around Japan project in FY2024.」

○媒体化の際の注意事項

解説文の媒体化の際は、別紙4「媒体化の際の注意事項」を必ずご参照ください。

○通知書宛先及び問い合わせ先

令和7年3月31日(月)迄

TOPPAN株式会社 多言語解説整備支援事業事務局

E-mail : inner-tagengo@toppan. co. jp

令和7年3月31日(金)以降

観光庁観光地域振興部観光資源課

E-mail : hqt-tagengo@mlit. go. jp

TEL : 03-5253-8924